

東青梅1丁目地内諸事業用地等の整備に関する事業案を募集します

市では、東青梅1丁目地内諸事業用地(福祉センター、健康センター、市の仮設駐車場が立地している用地等)について、市民等の意見を踏まえ、利活用構想を取りまとめました。

この利活用構想に基づき、用地全体の活用や市の施設の運営等について、効率的かつ満足度の高い施設運営や、賑わいの創出をより具体化するための基本計画を策定するための基本計画を策定し、募集要項の公表 11月1日(木)

この基本計画を策定するうえで参考とするために、民間事業者等の皆さんから利活用に関する事業案を募集します。

対象用地・面積 東青梅1丁目地内諸事業用地(青梅市東青梅1丁目167番1 ほか)・1万9千159㎡

詳細は、募集要項をご覧ください。

問い合わせ 企画政策課

平成31年成人式・運営協力者募集

12月10日付けで、新成人の方へ案内状を送付します。大切に保管し、当日、受付に提出してください。

現在市内に住んでいない方も、市内の小・中学校を卒業した方、本籍がある方、肉親が住んでいる方は出席できますので、社会教育課へご連絡ください。

日時 31年1月14日(祝) 午前10時30分開式(10時開場)

会場 総合体育館

対象 平成10年4月2日～11年4月1日出生の方

問い合わせ 社会教育課

成人式運営協力者募集

式のお手伝いをしていただける方を募集します。

日時 31年1月14日(祝)

高齢者消費者被害防止見守り啓発講座

「あれ?おかしいな」
あなたの気付きが被害を防ぐ!

高齢者を狙う悪質商法の被害が後を絶ちません。被害を未然に防ぐには、周囲の見守りも大きな力となります。

悪質商法の手口を説明し、気付きのポイントや被害見守りの対応等をお話しします。

みなさんの力で悪質商法からの被害を防ぎましょう!

日時 11月16日(金) 午後2時15分～3時30分

会場 市役所2階204・205会議室



西多摩地域市町村共催 消費生活講座 身近になったインターネット

日時 11月27日(火) 午後1時30分～3時30分

会場 あきる野ルピア4階 パソコンルーム(あきる野市秋川1-8・JR五日市線秋川駅北口下車徒歩3分)

対象 西多摩地域在住・在勤・在学者

内容 インターネットの弊害と危険性、トラブルと対処法 ほか

講師 (一社) ECネット ワーク理事 原田由里氏

定員 先着24人(予約制)

費用無料

持ち物 筆記用具

主催 西多摩地域消費者行政事務連絡会・東京都多摩消費生活センター

申し込み 6日から電話 ☎042・558・1867 であり野市商工振興課商工振興係へ

問い合わせ あきる野市商工振興課商工振興係、青梅市市民安全課市民相談係

「講演と音楽のつどい」と「子どもからの人権メッセージ発表会」

講演と音楽のつどい

日時 11月18日(日) 午後1時30分～4時(1時開場)

会場 KOTORIホール (昭島市民会館)

内容 講演:水谷 修氏 「どこまでも生きぬいて〜夜回り先生、いのちの授業〜」▽合唱:昭島市立玉川小学校合唱団、合奏:昭島市青少年吹奏楽団

定員 先着1千139人

主催 多摩西人権啓発活動会、昭島市

問い合わせ 昭島市秘書広報課 ☎042・544・5111 内線2365・2366、青梅市市民安全課市民相談係

第15回子どもからの人権メッセージ発表会

日時 11月24日(土) 午後1時～4時(零時30分開場)

会場 福生市民会館大ホール(もくせいホール)

定員 先着600人

主催 多摩西人権啓発活動会、福生市

問い合わせ 福生市秘書広報課 ☎042・551・1529 (直通)、青梅市市民安全課市民相談係

多摩パブリック法律事務所無料法律相談会

多摩パブリック法律事務所は、「市民の法的な悩みを解決する」として、東京弁護士会による支援のもと設立された都市型公設事務所です。

今回、創立10周年を記念して、弁護士による無料法律相談会を行います。

日時 11月17日(土) 午前10時～午後4時

※1枠30分

会場 多摩パブリック法律事務所

法律事務所(立川市曙町2-9-1 菊屋ビル8階)

定員 先着48人(予約制)

費用無料

申し込み 電話 ☎042・548・2450 多摩パブリック法律事務所へ

※土・日曜日、祝日を除く午前9時30分～午後7時

問い合わせ 市民安全課市民相談係

11月12日～18日は全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生しています。これらの女性をめぐるとさまざまな人権問題の解決を図るため、東京法務局人権擁護部に女性の人権ホットライン ☎0570・070・810(平日・午前8時30分～午後5時15分)を開設し、女性の権利問題に詳しい人権擁護委員、法務局職員が電話相談に応じています。

11月12日～18日は、「女性の権利ホットライン」強化週間として、時間を延長して電話相談に応じます。

12日(月)～16日(金) 午前8時30分～午後7時

17日(土)、18日(日) 午前10時～午後5時

※相談無料、秘密厳守

問い合わせ 東京法務局人権擁護部第二課 ☎03・213・1234、市民安全課市民相談係

11月12日～25日は 女性に対する暴力をなくす運動

暴力は、その対象や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

特に、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の権利を著しく侵害するものであり、男女平等参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

毎年11月12日から「女性に対する暴力撤廃国際日」にあたる25日まで、国、地方公共団体、その他関係団体が協力して「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。

☆一人でも悩まず相談を 配偶者などの暴力で困ったときは、一人で悩まず相談窓口へ電話をしてください。秘密は守られます。

☆DV相談窓口

▽市役所 ☎22・1111 (月～金曜日・午前8時30分～午後5時)

▽東京ウイメンズプラザ ☎03・5467・2455 (毎日・午前9時～午後9時)

▽東京都女性相談センター ☎03・5261・3110 (月～金曜日・午前9時～午後8時)

▽東京都女性相談センター ☎042・522・4232 (月～金曜日・午前9時～午後4時)

※祝日(東京ウイメンズプラザを除く)、年末年始は利用不可

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」は、暴力にかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図るための法律です。

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト ☎ http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html を開設しています。

問い合わせ 市民活動推進課



根拠となる暴力をなくすためのシンボルマーク